

令和2年6月30日
記者発表

避難所運営における感染症対策について

県では、出水期を控え、新型コロナウイルス感染症対策などを盛り込んだ「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を改定し、市町村に適切な運営を働きかけているところです。

この度、市町村が避難所の開設を準備するにあたり、運営のポイントである感染症対策について、あらかじめ実施すべき行動を整理するとともに、関係機関との連携を確認しておくため、対策への対応チャートと集団感染防止に必要な取組を例示しました。

○避難所運営における感染症対策への対応チャート

- ・ 感染症の早期発見や集団感染防止のために必要とされる対応や備えておくべき資機材、関係機関との連携のタイミング等を明示

○一般の避難所滞在スペースのレイアウト

- ・ 飛沫感染予防を徹底するため、避難者が占有する区画の基準を設定した上で、仕切りのためのパーティションを区画毎に設置
- ・ 必要なパーティションについては、県で緊急整備（6月補正）

○発熱者等の専用室等のレイアウト

- ・ 集団感染予防を徹底するため、避難者と発熱や咳等のある者やその家族等と一線を画すための専用室、専用通路、専用トイレを確保

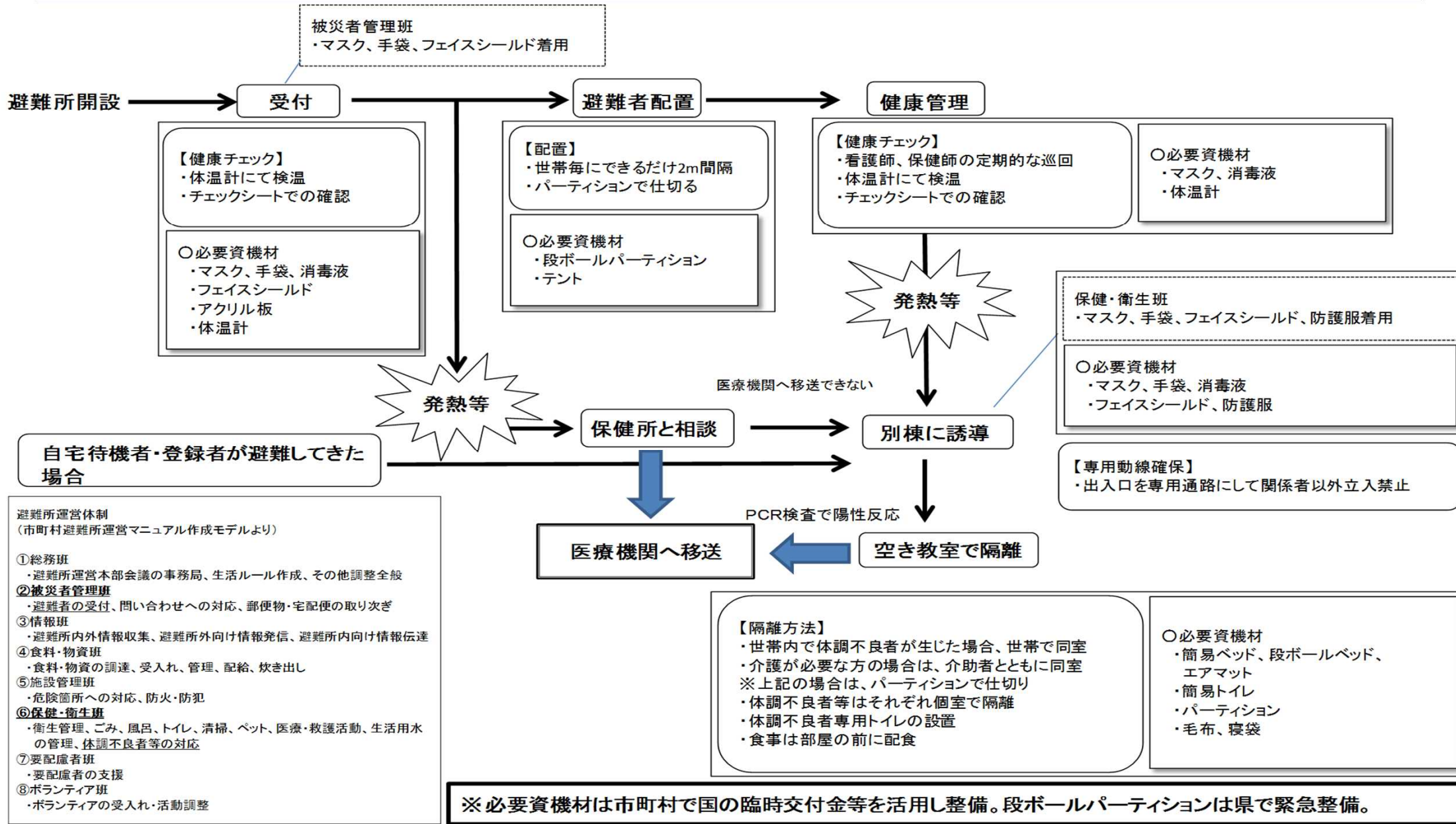
【お問い合わせ先】

担当課：防災企画課

担当者：笠松、守脇

連絡先：073-441-2271（直通）

避難所運営における感染症対策への対応チャート

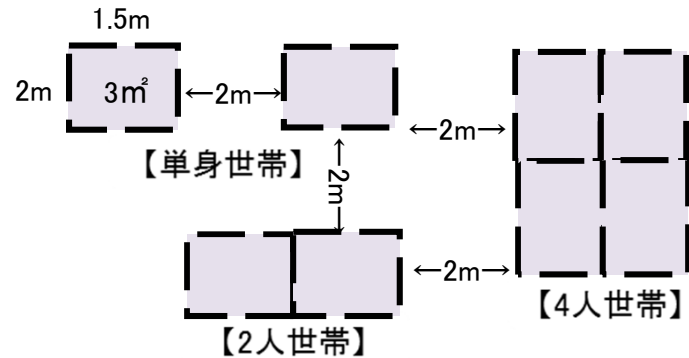


- 避難所運営体制
(市町村避難所運営マニュアル作成モデルより)
- ①総務班
・避難所運営本部会議の事務局、生活ルール作成、その他調整全般
 - ②被災者管理班
・避難者の受付、問い合わせへの対応、郵便物・宅配便の取り次ぎ
 - ③情報班
・避難所内外情報収集、避難所外向け情報発信、避難所内向け情報伝達
 - ④食料・物資班
・食料・物資の調達、受入れ、管理、配給、炊き出し
 - ⑤施設管理班
・危険箇所への対応、防火・防犯
 - ⑥保健・衛生班
・衛生管理、ごみ、風呂、トイレ、清掃、ペット、医療・救護活動、生活用水の管理、体調不良者等の対応
 - ⑦要配慮者班
・要配慮者の支援
 - ⑧ボランティア班
・ボランティアの受入れ・活動調整



一般の避難所滞在スペースのレイアウト

区画の考え方

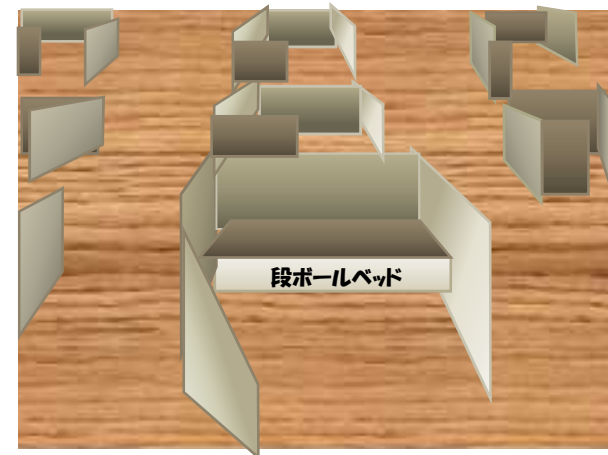
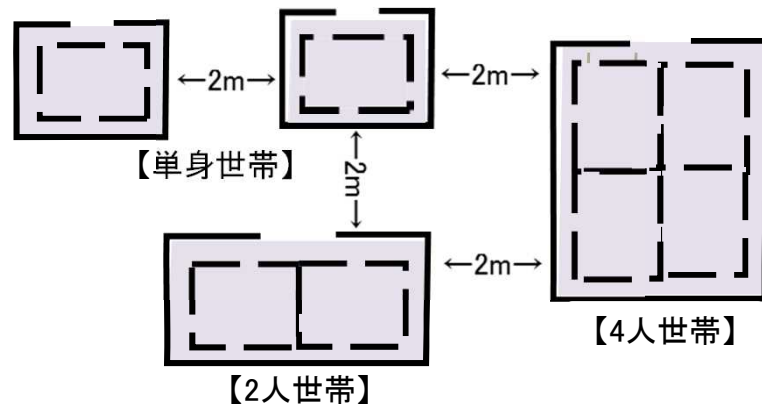


○一区画は、3m²が基準

○世帯間の距離を前後左右に2mあける

パーティションによる区画仕切り

○飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとする



発熱者等の専用室等のレイアウト

発熱・咳等のある者やその家族等の専用室のレイアウト(例)

